



# おきなわTOWER

一般社団法人 沖縄移動無線センター

〒900-0027 沖縄県那覇市山下町18番26 山下市街地住宅 B-205 TEL: 098-996-3304  
E-mail: info@o-idoumuse.or.jp http://www.o-idoumuse.or.jp FAX: 098-996-3334

局舎：  
沖縄県島尻郡南風原町字新川  
TEL: 098-889-7180

移動局通信エリアの拡大！ 無線局維持コストの削減！ 災害時の通信確保！（非常用発電機を完備）

## 平成 28 年度定時総会

平成28年5月23日(月)、ネストホテル那覇に於いて、平成28年度定時総会を開催しました。

総会には、来賓として総務省沖縄総合通信事務所藤本所長及び翁長次長並びに関係者のご臨席を賜り、藤本所長からお祝いと激励のご挨拶をいただきました。総会では、平成27年度事業報告・決算、平成27年度公益目的支出計画実施報告、平成28年度事業計画・予算、利用約款の改正、平成27年度理事・監事の改選等が承認されました。

総会終了後、当センター事業の発展に貢献された1団体3個人を表彰いたしました。

- 個人表彰 湧川 昌秀 様 前沖縄ガス株式会社顧問
- 個人表彰 上里 幸春 様 興洋電子株式会社専務取締役
- 個人表彰 新垣 盛健 様 デルタ電気工業株式会社取締役
- 団体表彰 セコム琉球株式会社 琉球コントロールセンター 様



前列左からセコム琉球、上里様、藤本所長、親泊会長、湧川様、仲宗根様（新垣様代理）  
後列左から山城専務理事、翁長次長、玉寄副会長、島袋副会長

### おきなわTOWER 目次

## CONTENTS

- 1 平成28年度定時総会
- 2 TOPICS
  - I 平成28年定時総会
    - ・会長あいさつ
    - ・沖縄総合通信事務所長あいさつ
    - ・新役員の紹介
  - II 電波の日記念式典
- 3 INFORMATION
  - 沖縄総合通信事務所
  - 全国自動車無線連合会
  - 日本無線協会沖縄支部
  - 日本アマチュア無線連合会
- 4 おきなわ Tower Office
  - ・入会金の値下げについて
  - ・2016 沖縄電波協力会講演会の開催
  - ・非常災害・障害発生時の緊急連絡体制

## SCHEDULE

- 6月15日 定期保守点検
- 7月中旬 "
- 7月中旬 理事会
- 8月上旬 局舎フェンス塗装工事
- 8月中旬 定期保守点検
- 9月中旬 "
- 9月下旬 施設見学会

## 会長あいさつ

ただ今、ご紹介をいただきました、会長の親泊でございます。

一般社団法人沖縄移動無線センター平成28年度定時総会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、時節柄ご多忙中のところ、ご出席を賜り誠に有り難うございます。また、日頃から当センターの事業運営に当りましては、行政ご当局並びに会員の皆様の温かいご支援を賜りまして、円滑に推進することができ心より感謝申し上げます。

今後とも会員の皆様方が、電波を利用して地域経済に貢献出来るように鉄塔局舎及び無線設備の保守管理体制に万全を期してまいります。

さて、4月14日に発生しました熊本県・益城町(ましきまち)周辺を震源とする大地震は、いまだに余震が続き住民の皆さんに大きな被害をもたらしております。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。災害発生時の通信の確保は大きな課題であり、東日本大震災においても、タクシー無線が被災地の状況や道路の被害情報の把握に、有効に活用されたとの報告がありましたが、今回の地震でも、タクシー無線による道路情報が物資の輸送や救援活動に役立ったとの報告があります。会員の皆さまにおかれても災害発生時に移動無線が有効に活用されるよう日頃から対策をお願いするところです。

今年度、当センターでは、台風、災害時の長時間の停電を想定して、非常用発電機の燃料タンクを増設し、災害対策を強化することとしております。

タクシー無線のデジタル化は、平成15年12月から取り組まれ、当センター会員におきましては、デジタル無線への移行も概ね終了いたしました。会員の皆



親泊会長

様のご協力にお礼を申し上げます。

電波は、国民生活の一部として、情報通信に欠かすことのできない重要な存在となっております。会員の皆さまが多様化する電波利用を有効に活用され、益々の事業発展に寄与できるよう期待しているところです。

さて、昨年12月、当センターの事務所を山下市街地住宅ビルに移し、併せて、集中無線基地局の鉄塔を関係者の皆さまに馴染んでいただけるよう「おきなわタワー」と名称を付け、商標登録の手続きを行っているところでございます。今後、当センター鉄塔「おきなわタワー」をあらゆる無線に有効利用を図っていくこととし、新たな会員拡大に向け取り組みを強化していくこととしております。

会員の皆さまの益々のご支援をよろしくお願い申し上げます。

本日は、長年にわたり、当センターの事業発展に貢献された方々を表彰いたします。受賞される皆様、おめでとうございました。今後とも当センターへのご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本日の総会に提起いたします議案について、十分なご審議をお願い申し上げます。私の挨拶といたします。

## 沖縄総合通信事務所長あいさつ

沖縄移動無線センターの会員の皆様には、平素から情報通信行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

特に、本年5月までが期限とされたタクシー無線のデジタル化にご尽力いただき、期限までにデジタル化を完了していただいたことに感謝申し上げます。

昨年度末の沖縄県内の無線局数は134万局であり、前年度から2万2千局増えています。ただ、日本全体の無線局数は約2億局ですので、人口比を考えるとまだまだ伸び代があると考えられます。

タクシー無線と同様、本年5月末が期限とされた消防・救急無線デジタル化につきましても、昨年度までに完了していただいております。

また、今帰仁村が同報系市町村防災行政無線を整備し、これで県内の全市町村で住民への屋外スピーカー等による災害情報の伝達が可能となっております。

海上関係では、小型漁船への簡易型AISの設置が進みました。これは、水産庁の「沖縄漁業安定基金事業」により平成27年度から簡易型AISの設置が助成されることになったことによるもので、それまで小型漁船で簡易型AISを設置しているのは1隻だけだったところ、昨年度新たに187隻に導入されております。今後、700隻になるまで助成が続けられます。



総務省沖縄総合通信事務所 所長 藤本昌彦

また、県では一括交付金を利用して「漁業者安全確保支援事業」を平成24年度から5ヵ年計画で実施しており、本島から数百キロ離れた海域で操業する小型漁船の安全性を高めるため、無線設備の増強に対し助成を行っております。この4年間で300局ほど導入されております。

さらに、昨年度、第11管区海上保安本部で巡視船が10艘新設され、日本で最大の管区本部となりましたが、それに伴う免許等の手続きも対応させていただきました。

このように沖縄県においては海上関係でも無線局が急速に増加している状況で、さらに近年は、外国からの大型クルーズ船の来航が増大し、今後、那覇港だけでなく中城湾にも来航することとなっています。一方、県外では36港湾で運用されているポータラジオが沖縄県にはありません。今後、沖縄県におけるポータラジオについて関係機関と意見交換していきたいと考えております。ますます電波利用が多様化し、新たな無線システムも出現してきているところですので、今後、貴センターの果たす役割もさらに期待される場所でもあります。

当所といたしましても、電波利用の促進と良好な利用環境の維持・確保の取組を進めてまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## ＜総会の審議事項＞

平成28年度定時総会は、次の議事で審議され全会一致で可決承認されました。  
 なお、平成28年度役員については次のとおりです。

### 議 事

- (1) 第1号議案 平成27年度事業報告、収支決算報告及び監査報告  
 平成27年度公益目的支出計画実施報告
- (2) 第2号議案 利用約款の改正 (案)
- (3) 第3号議案 会費の割引について (案)
- (4) 第4号議案 平成28年度事業計画 (案)
- (5) 第5号議案 平成28年度収支予算(案)
- (6) 第6号議案 平成28年度理事・監事改選について
- (7) その他

### 平成28年度役員

役 職	氏 名	会 社 名	役 職
会 長	親泊 一郎	日本トランスオーシャン航空 株式会社	取締役会長
副 会 長	島袋 武	沖縄乗用自動車事業協同組合	代表理事
副 会 長	玉寄 兼志	パンダグループ無線	代表理事
理 事	友利 克輝	沖縄セルラー電話 株式会社	取 締 役
理 事	大田 守春	セコム琉球 株式会社	那覇支社長
理 事	玉城 勉	沖縄ガス 株式会社	総 務 部 長
専務理事	山城 康貞	一般社団法人 沖縄移動無線センター	
監 事	知花 敦	サミットインダストリアル 株式会社	代表取締役
監 事	豊見山安蘭	株式会社 沖縄交通	取 締 役



ご来賓の藤本所長(中央)、翁長次長(左)及び親泊会長(右)



定時総会



翁長次長による乾杯のご発声

平成28年6月1日、沖縄バーバービュクラウンプラザホテルに於いて、平成28年度電波の日・情報通信月間記念式典が開催されました。

式典では、電波利用の普及促進に尽力された当センター前湧川副会長及び当センター保守業者のデルタ電気工業株新垣さまが沖縄電波協会会長表彰を受賞、また、電波環境と重要通信妨害対策に尽力された当センターの知花監事が総務省沖縄総合通信事務所長表彰を受賞しました。

式典及び祝賀会に当センター会長はじめ役員の方々が出席し、受賞を祝福しました。式典の様式及び功績の概要は当センター HP に UP しております。

<http://www.o-idoumusen.or.jp/20160601.html>



沖縄総合通信事務所長表彰を受賞する知花監事 沖縄電波協会会長表彰を受賞する湧川前副会長 沖縄電波協会会長表彰を受ける仲宗根さま



関係者及び受賞者の記念写真

前列左から5人目知花監事、前列右端から、仲宗根さま（新垣さま代理）湧川副会長



受賞を喜ぶ当センター役員及び生盛前専務理事

前列左から大田理事、知花監事、仲宗根さま（新垣さま代理）、親泊会長、  
前列右から生盛前専務理事、友利理事、玉寄副会長、湧川前副会長、  
後列左から豊見山監事、島袋副会長、玉城理事

## 総務省沖縄総合通信事務所

Information I

総務課

### ◆ 電波の日 情報通信月間記念式典の開催

総務省沖縄総合通信事務所は6月1日、沖縄電波協会との共催により「電波の日・情報通信月間」記念式典を開催し、電波利用及び情報通信の発展に貢献した個人・団体に表彰を行いました。また式典の場では、社会福祉施設に地上デジタル放送受像機の贈呈も行われました。

なお、同日東京で開催された中央式典では「地域発デジタルコンテンツ」総務大臣奨励賞として「沖縄デジタル映像祭」で最優秀賞を受賞した作品が受賞されました。

#### □ 沖縄総合通信事務所長表彰 敬称略(以下同)

(電波の日)知花 敦(サミットインダストリアル株式会社代表取締役)、沖縄県沖縄警察署、公益社団法人沖縄県情報通信基盤整備協会、沖縄県消防通信指令施設協議会(情報通信月間)川満 隆(西日本電信電話株式会社沖縄支店)、嶺間恵誠(西日本電信電話株式会社沖縄支店)、沖縄県知事公室防災危機管理課

#### □ 情報通信の安心安全な利用のための標語(学校部門)

沖縄県立石田中学校

#### □ 沖縄電波協会会長表彰

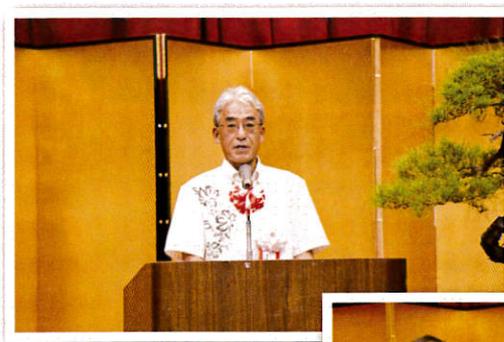
湧川昌秀(前 一般社団法人沖縄移動無線センター副会長)、新垣盛健(デルタ電気工業株式会社専務)、沖縄県消防学校

#### □ 地上デジタルテレビジョン放送受像機の贈呈(沖縄電波協会)

高齢者生活福祉センター「とらず園」、就労支援継続B型事業所「がんばろう」、特別養護老人ホーム「チヂン園」

#### ■ 「地域発デジタルコンテンツ」総務大臣奨励賞

新垣玲美(沖縄県立芸術大学美術工芸学部デザイン工芸学科デザイン専攻3年)



## ◆ 情報通信おきなわ2016の発行

総務省沖縄総合通信事務所はこのたび、「情報通信おきなわ2016」を発行しました。

このパンフレットは、当事務所の平成28年度重点施策を軸に、これまでの情報通信行政の取組や、制度のお知らせなどを図や表、写真などを使ってわかりやすく紹介しています。

●URL ( [http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/public/joho\\_top.html](http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/public/joho_top.html) )



## Information II

## 情報通信課

### ◆ 地方創生に資するICTを活用した街づくり

～ICT基盤整備、ICT利活用事例の展開、未来を担うICT人材育成～

沖縄県において本年完成予定の離島への海底大容量光ケーブルの敷設や本年度から開始される超高速ブロードバンド未整備地域の解消事業を支援するとともに、携帯電話サービスの離島を含むあらゆる地域での高速化推進、観光・防災拠点における公衆無線LANの整備支援などにより、地域の元気の源となるICT基盤の高度化を推進します。

また、「街づくり」として、地域がその特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき地方公共団体が昨年度策定した「地方版総合戦略」のICT関連施策を支援・協力します。

さらに、沖縄情報通信懇談会との共催により、映像コンテンツ制作の人材発掘・育成に資する「沖縄デジタル映像祭」、起業家候補生の発掘・育成に資する「ICTビジネスプラン発表会」を開催します。



平成27年度地域ICT利活用普及促進セミナー



沖縄デジタル映像祭2015上映会・授賞式

### ◆ e-ネットキャラバン「e-ネット安心講座」随時開催申込受付中!

子どもたちのインターネットの安全な利用を目的に、インターネットの「影」の部分の存在も理解し、適切に対応可能とするための講座を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催しています。

企業・団体は、無償で職員を講師に派遣する等、CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) 活動として参画。

対象者：小学生(高学年)、中学生、高校生、保護者・教職員

実施主体：一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)

協力団体：通信事業者等民間団体、公益法人、政府・自治体、その他

(2016年4月30日現在 388社・団体)

講師：認定講師 1,780名(平成26年3月31日現在)

講演内容：ケータイ依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺など、子どもに迫るネット危機の実態を正しく知り、予防と対策法を学ぶ。

申込は、こちらから ●e-ネットキャラバンのウェブページ:( <http://www.e-netcaravan.jp/> )  
沖縄県内での開催申込については、開催日程などについてご相談に応じますので、  
総務省沖縄総合通信事務所(098-865-2302)までお問い合わせください。

(参考) ●総務省のウェブページ:

( [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/e-netcaravan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/e-netcaravan.html) )

## ◆ 情報通信月間(5/15-6/15) ICTで未来につなぐ 安心安全いきいき社会

### (情報通信月間行事) 平成28年度情報通信月間講演会

総務省のICT利活用、セキュリティに係る施策や具体的な取り組みの現状を把握することにより、県内の情報通信分野を始めとした産業全体がさらに発展することを目的に講演会を開催します。

日時:平成28年6月14日(火)13時開場、13時30分開演(終了16時30分)

場所:沖縄県市町村自治会館 2階ホール

(沖縄県那覇市旭町116-37 <http://okinawa-jichikaikan.com/>)

主催:総務省沖縄総合通信事務所

共催:沖縄情報通信懇談会、情報通信月間推進協議会、公益社団法人沖縄県情報産業協会

協賛:沖縄電波協力会

後援:沖縄県(予定)

○講演Ⅰ「総務省の進める情報通信施策について」(仮称)

総務省情報流通行政局政策統括官 南 俊行

○講演Ⅱ「沖縄県における情報通信産業振興の取組について」(仮称)

沖縄県商工労働部 産業振興統括監 玉那覇 靖

○講演Ⅲ「情報通信セキュリティについて」(仮称)

国立研究開発法人情報通信研究機構 井上 大介

### お問い合わせ・参加申込先

総務省 沖縄総合通信事務所 情報通信課

TEL 098-865-2320 FAX 098-865-2311 E-mail [okinawa-renkei@ml.soumu.go.jp](mailto:okinawa-renkei@ml.soumu.go.jp)

## ◆ 「小規模施設特定有線一般放送」に関する手続きが4月1日から沖縄県知事に移譲されました

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)」の施行に伴う放送法の一部改正により、辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送が「小規模施設特定有線一般放送」と規定され、その業務に関する事務・権限が自治事務として、平成28年4月1日から総務大臣から各都道府県知事に移譲されました。

### 1 「小規模施設特定有線一般放送」の要件

「小規模施設特定有線一般放送」の要件は、

- ① 500端子以下の有線放送施設
- ② 基幹放送の同時再放送のみ
- ③ 有料放送、区域外再放送は対象外
- ④ 施設の設置場所及び業務区域が沖縄県内  
の上記4条件に合致する施設が対象となります。

### 2 小規模施設特定有線一般放送の届出

小規模施設特定有線一般放送の業務に関する以下の届出については、沖縄県知事(沖縄県企画部総合情報政策課)あて提出してください。

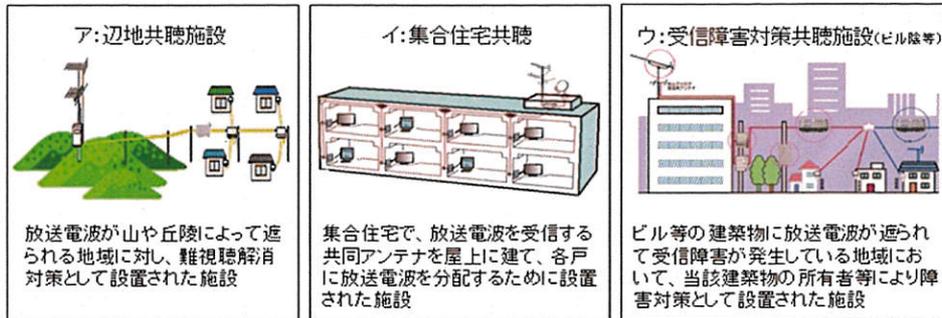
- ① 小規模施設特定有線一般放送業務開始届、
- ② 小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届
- ③ 小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書
- ④ 小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書
- ⑤ 小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書

なお、小規模施設有線一般放送の業務を行う場合、上記の業務関係だけでなく、当沖縄総合通信事務所への有線電気通信設備設置届等の届出書の提出が必要になる場合があります。例えば、辺地共聴施設でケーブルを敷地外に設置する場合や、受信障害対策共聴施設で設置する設備が同一構内にとどまらない場合が該当します。こうした届出の方法については、以下の参入マニュアルをご覧ください。

### 3 詳細についてのご案内

小規模施設特定有線一般放送に関する届出書及び参入マニュアルにつきましては、以下の総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/housou\\_suishin/ss-catv.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/ss-catv.html)  
 からダウンロードすることができます。

#### ■共同受信施設の種類



## Information III

## 無線通信課

### ◆無線機器の新スプリアス規格への対応について

#### 【1 背景】

世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則(RR:Radio Regulations)のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されたことを受け、総務省では、平成17年12月1日に無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正しました。

#### 【2 経過措置】

##### (1) 免許・登録手続

平成17年12月1日(施行日)

平成29年11月30日

平成34年11月30日

平成19年11月30日(無線設備規則第48条に規定するレーダーは平成24年11月30日)までに製造された無線機器については、平成29年11月30日まで旧規則に基づく免許等若しくは予備免許又は無線設備の工事設計の変更を行うことが可能です。

旧規則に基づく無線機器で免許(登録)を受けている場合は、平成34年11月30日まで旧規則の無線設備の条件の運用が可能です(再免許は可能ですが、旧規則の無線設備は使用期限が平成34年11月30日までとなります)。

##### (2) 技術基準適合証明・工事設計認証の効力

旧規則に基づく技術基準適合証明等は、平成34年11月30日まで有効です。

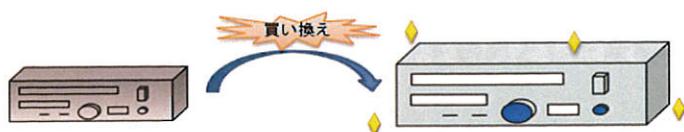
### (3)型式検定合格機器の効力

平成19年12月以降は、旧規則で型式検定を受けることはできません。旧規則に基づく型式検定等の合格の効力は、平成29年11月30日まで有効です。

ただし、平成29年11月30日以前に設置された機器は、その機器の設置が継続する限り、検定合格の効力は有効（旧規格のまま使用可能）です。

### 3 新スプリアス規格への対応に関する具体的な手続き】

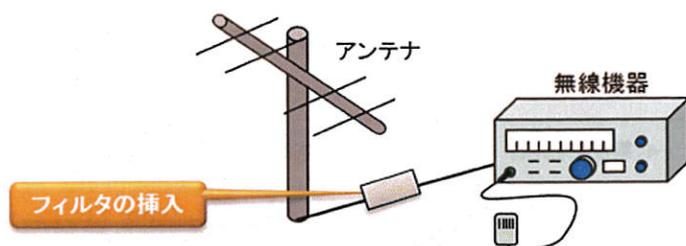
#### (1)機器の更新に併せ新スプリアス規格対応機器に買い換え



手続

沖縄総合通信事務所に変更申請又は変更届を提出

#### (2)送信機出力端子と空中線との間にフィルタを挿入し、新スプリアス規格に適合させる



手続

沖縄総合通信事務所に提出した変更申請の許可後、スプリアスを測定(※)。工事完了届けにスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書を提出。

#### (4)製造業者等が測定したデータの活用

製造業者又は製造事業者を構成員とする団体の測定データにより新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は、総務省HPで公表します。公表された無線機器は、スプリアスの測定が不要となります。

※測定器は校正されてから1年以内のものに限ります。

手続

スプリアス発射等の強度確認届出書の対象局の欄のみ記載し沖縄総合通信事務所へ提出。

## Information IV

## 監視調査課

### ◆平成28年度電波利用環境保護周知啓発強化期間の実施

～ 不法電波はいけません！ ～

総務省では、情報通信技術の一層の発展により、電波が日々の暮らしの中で多様に利用されていることや、電波利用におけるルールへの遵守など電波利用環境の保護の重要性について知って頂くため、毎年6月1日から6月10日までの10日間を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定めて周知啓発活動を行っており、今年度も「不法電波はいけません」をテーマに、さまざまな取り組みを行いました。

沖縄総合通信事務所管内においては、新聞、ラジオ等のマスメディアを利用した周知・啓発やバスの車内、モノレールの駅舎への周知啓発用ポスターの掲示、タクシー車両への周知啓発用ステッカーの貼付を行うことにより、集中的・重点的に電波利用環境保護について県民への周知・啓発活動を行い、これまでの電波監視の実施結果から不法無線局が多数存在していると推定されるタクシー、トラック、運転代行及び小型漁船が加盟するそれぞれの団体などについても、訪問して周知・啓発を行い、所属会員等に対する指導についての協力を要請しました。

また、6月1日から30日までの1か月間を「不法無線局取締り強化期間」と設定し、当該期間中に、不法アマチュア局、不法船舶無線局及び外国規格の不法無線局などの探査を集中的に実施し、不法な運用を防止するための電波の規正を実施しました。沖縄総合通信事務所では、引き続き、電波利用環境の保護のため、周知・啓発活動、不法無線局の規制や捜査機関との共同で取締りを実施し、不法無線局による混信・妨害から、正しく無線局を運用している電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を推進してまいります。

総務省 沖縄総合通信事務所  
http://www.soumu.go.jp/ohbu/okinawa/

STOP THE  
不法電波!

なんて電波だ!!  
こんな迷惑、  
イカンだろう!!

不法電波は  
いけません!

電波のルールを必ず守りましょう!!

- ① 無線機器の利用には「技適マーク」の確認を!
- ② 電波の利用には、原則、免許が必要!
- ③ 外国規格の無線機器は、国内では使用不可!

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。

詳しくは、総務省電波利用ホームページへ

不法無線局及び電波の混信のお問合せは総務省沖縄総合通信事務所監視調査課  
☎098-865-2308

## 不法電波って、なに？

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。電波を利用するためには、原則、無線局の免許を取得するか、技術基準に適合した無線機器を使用することが必要です。

## 不法電波の罰則は？

不法に電波を使用すると、電波法違反になります。

- 不法無線局を開設、又は運用した場合は、**1年以下の懲役、または100万円以下の罰金**
- 不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は、**5年以下の懲役、または250万円以下の罰金**

正しい電波で  
安全な暮らしへ!!



電波に関するお困りごとやご相談は、下記までお問い合わせください。

北海道総合通信局 http://www.soumu.go.jp/youth/hokkaido/	不法無線局、通信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(011) 737-0099 (011) 737-0033 (011) 709-6000 (011) 709-3550
管轄区域: 北海道		
東北総合通信局 http://www.soumu.go.jp/youth/tohoku/	不法無線局、通信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(022) 221-0641 (022) 221-0698 (022) 221-0616 (022) 221-0610
管轄区域: 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島		
関東総合通信局 http://www.soumu.go.jp/youth/kanto/	不法無線局、通信・妨害 (全国)受信障害・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 放送施設(地上デジタルテレビ) 電波利用料 その他行政相談	(03) 6238-1939 (046) 858-2162 (03) 6238-1945 (03) 6238-1944 (03) 6238-1932 (03) 6238-1940
管轄区域: 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨		
信越総合通信局 http://www.soumu.go.jp/youth/shinetsu/	不法無線局、通信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(026) 234-9991 (026) 234-9998 (026) 234-9961
管轄区域: 新潟、長野		
北陸総合通信局 http://www.soumu.go.jp/youth/hokuriku/	不法無線局、通信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(076) 233-4441 (076) 233-4491 (076) 233-4414 (076) 233-4409
管轄区域: 富山、石川、福井		
東海総合通信局 http://www.soumu.go.jp/youth/ai/	不法無線局、通信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(052) 971-9107 (052) 971-9648 (052) 971-9142 (052) 971-9104
管轄区域: 岐阜、静岡、愛知、三重		
近畿総合通信局 http://www.soumu.go.jp/youth/kyushu/	不法無線局、通信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(06) 6942-8535 (06) 6942-8567 (06) 6942-8544 (06) 6942-8502
管轄区域: 京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山		
中国総合通信局 http://www.soumu.go.jp/youth/chugoku/	不法無線局、通信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(082) 222-3332 (082) 222-3383 (082) 222-3308 (082) 222-3314
管轄区域: 鳥取、島根、岡山、広島、山口		
四国総合通信局 http://www.soumu.go.jp/youth/shikoku/	不法無線局、通信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(089) 936-5051 (089) 936-5030 (089) 936-5006 (089) 936-5020
管轄区域: 徳島、香川、愛媛、高知		
九州総合通信局 http://www.soumu.go.jp/youth/kyushu/	不法無線局、通信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(096) 312-8255 (096) 326-7873 (096) 326-7806 (096) 326-7819
管轄区域: 福岡、北九州、熊本、大分、宮崎、鹿児島		
沖縄総合通信事務所 http://www.soumu.go.jp/youth/okinawa/	不法無線局、通信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(098) 865-2308 (098) 865-2307 (098) 865-2303 (098) 865-2390
管轄区域: 沖縄		

●詳しくは、総務省電波利用ホームページへ「電波利用」検索  
※詳しくは最寄りの総合通信局までお問い合わせください。

なんて電波だ!!  
こんな迷惑  
イカンだろう!!



不法電波は  
いけません!

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。

電波のルールを必ず守りましょう!!

- ① 無線機器の利用には「技適マーク」の確認を!
- ② 電波の利用には、原則、免許が必要!
- ③ 外国規格の無線機器は、国内では使用不可!

詳しくは、総務省電波利用ホームページへ「電波利用」検索

## 電波のルールを必ず守りましょう!

### 不法電波が及ぼす悪影響って?

不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防、救急、鉄道、防災行政、警察、飛行機など、人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

### 不法電波で、このような重大な問題が起こります。

- 1. 消防・救急無線**  
消防車や救急車などの緊急無線を不法電波により妨害されると、人命や財産に莫大の深刻な被害が起こります。
- 2. 鉄道無線**  
不法電波により鉄道無線に妨害が入ると、鉄道の安全運行に支障が生じ、乗客の生命が脅かされることにもなります。
- 3. スマートフォン・携帯電話**  
携帯電話の基地局が妨害電波を受けると、大切な電話やメールができなくなり、社会・経済活動に影響を及ぼします。
- 4. テレビやラジオ**  
テレビ・ラジオの受信が妨害されると、緊急時の災害情報や避難勧告が伝わらないなど、国民生活に重大な影響を及ぼします。

## 無線機器の使用には技適マークの確認をお願いします。

コードレス電話、特定小電力トランシーバー、無線LAN機器などの無線機器を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているかを確認してください。技適マークは、ディスプレイで表示するものもあります。技適マークの付いていない外国規格などの製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。  
※旧タイプの「技適マーク」も有効です。

## 電波の利用には、原則、免許が必要です。

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。  
(例)アマチュア無線：無線局の免許、無線従事者の資格など  
※微弱な電波を使用する機器など、一部免許が不要なものもあります。詳しくは最寄りの総合通信局までお問い合わせください。



## 外国規格の無線機器は国内では使用できません。

近年「FRS」「GMRS」「UHF-CB」などの外国規格の無線機器が、通信販売やインターネットオークションなどで流通しています。これらの無線機器が使用する電波は、日本国内の防災行政用無線や放送業務用無線などの重要な無線に使われており、通信や妨害を与えるおそれがあるため国内では使用できません。購入の際には、十分にご注意ください。

**Attention**

- 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。
- アマチュア無線を使用する場合は、ルールを守って正しく運用しましょう。

不法電波を取り締まる  
**DEURAS** デュラスシステム

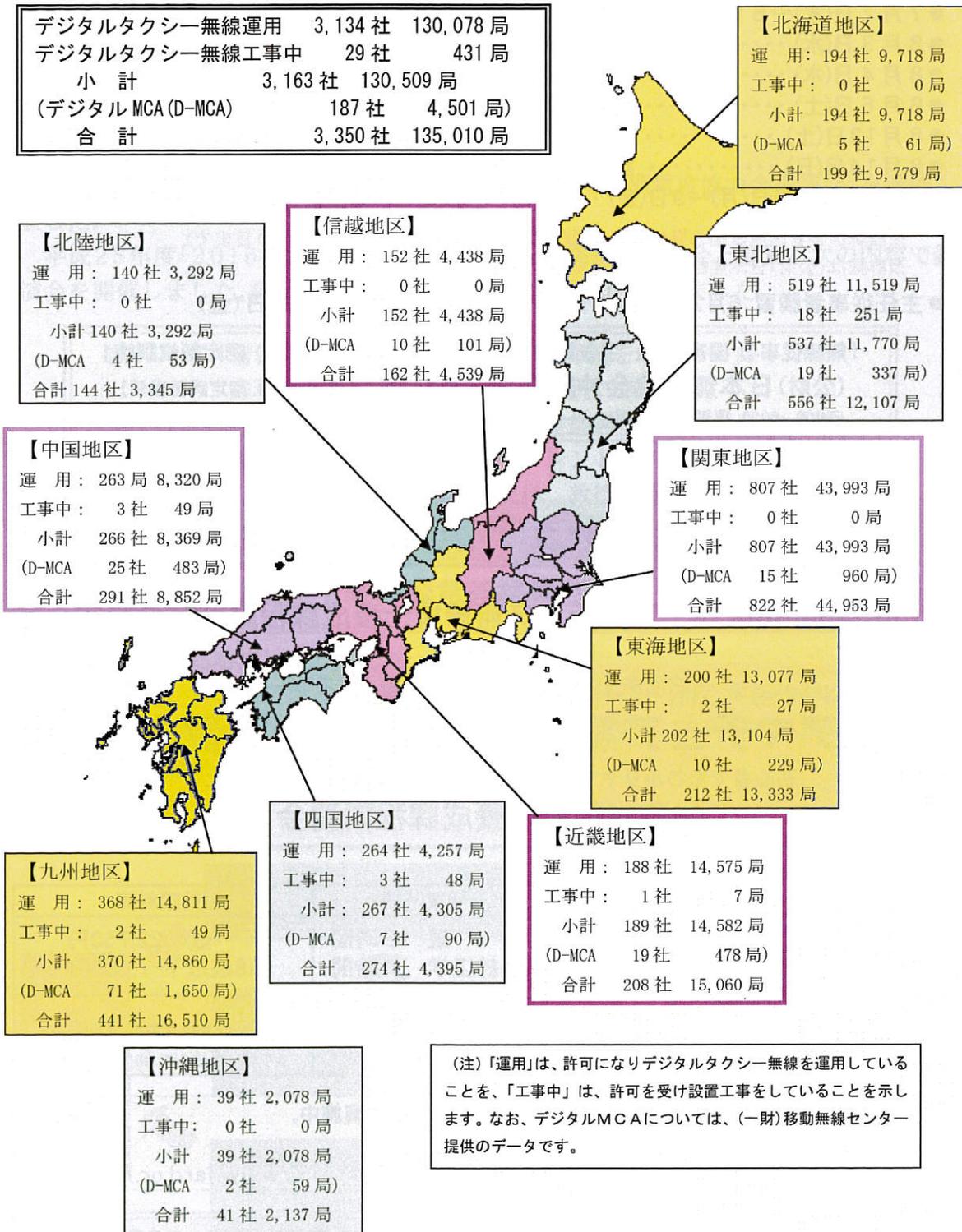
総務省では、快適な電波利用環境の維持のために、不法電波などの取り締まりを電波監視システム「DEURAS(デュラス)」により行っています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサー網や、不法無線局捜索車と呼ばれる特別な車両を使って、不法電波などを探知・検出するシステムです。

# (一社)全国自動車無線連合会

## Information

## デジタル無線局数導入状況

(平成 28 年 4 月末日現在)



## (公財)日本無線協会 沖縄支部

### information

### 国家試験の案内

- 6月7日(火) …… 特殊無線技士(1海特、3海特、レーダ、国内電信)
- 6月8日(水) …… 特殊無線技士(2海特、3陸特、2陸特、航空特)
- 6月9日(木) …… 特殊無線技士(1陸特)
- 7月5日(火)～6日(水) …… 第1級陸上無線技術士
- 7月7日(木)～8日(金) …… 第2級陸上無線技術士
- 8月3日(水) …… 第4級海上無線通信士
- 8月4日(木) …… 航空無線通信士
- 8月6日(土) …… 第3級及び第4級アマチュア無線技士
- 8月13日(土) …… 第2級アマチュア無線技士
- 8月14日(日) …… 第1級アマチュア無線技士
- 9月2日(金)、5日(月)～9日(金) …… 第1～3級総合無線通信士、第1～3級海上無線通信士

※無線従事者国家試験の受付期間は、試験実施の2か月前の月(1日～20日まで)

※詳細は(公財)日本無線協会 沖縄支部へお問い合わせ下さい。

- 主任従事者講習:6月24日(金)、10月28日(金)、平成29年2月24日(金)

「無線従事者 国家試験、主任講習、養成課程、認定講習課程、認定新規訓練」

(公財)日本無線協会沖縄支部 【総務大臣 指定試験機関、指定講習機関】

〒900-0027 那覇市山下町18-26 山下市街地住宅 電話:098-840-1816

## (一財)日本アマチュア無線振興協会 (JARD)

### information

### アマチュア無線技士養成課程講習会のお知らせ

— アマチュア無線技士の国家資格をとろう —

## アマチュア無線技士養成課程講習会

初心者でもわかりやすい講習会 全国の合格率は95%以上!

総務省認定の養成課程講習会

コース&料金	講習期間	授業時間	受講料等
これから始める方には <b>第四級標準コース</b>	2日間	法規 6時間 無線工学 4時間	一般 22,750円 18歳以下 7,750円
ステップアップ! <b>第三級短縮コース</b>	1日間	法規 4時間 無線工学 2時間	一般 12,750円 <small>※受講いただくには条件があります。</small>

この他に第二級アマチュア無線技士の養成課程講習会も実施中。

詳しくは当協会のホームページをご確認ください。

〒170-8088 東京都豊島区巣鴨3-36-6 ☎ 03-3910-7210 <http://www.jard.or.jp>

沖縄管内では、株式会社沖縄電子、八重山無線で第四級標準コース、第三級短縮コースを実施します。  
日程等の詳しい問い合わせは、 沖縄電子:〒901-2223 宜野湾市大山3-3-9 ☎098-898-2358  
八重山無線:〒907-0004 石垣市字登野城214 ☎0980-82-9967

## ○ 入会金の値下について

当センター「おきなわTOWER」をあらゆる無線局への利用拡大を図るため、今年度総会で利用約款の改正し、入会金を10万円に値下げしました。

当センター「おきなわTOWER」のアピールと会員拡大にご協力をよろしくお願い致します。

## ○ 2016 沖縄電波協力会講演会

平成28年3月14日、沖縄電波協力会と協賛し「2016沖縄電波協力会講演会」を開催しました。

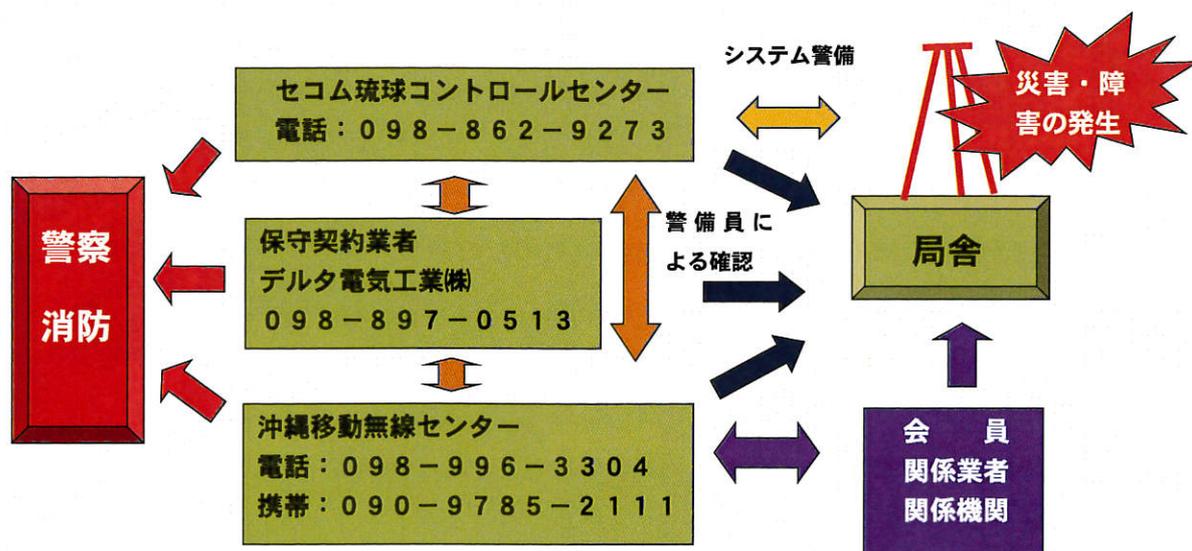
平成28年度「2016沖縄電波協力会講演会」を沖縄電波協力会と協賛し次の内容で講演会を開催しました。講演会には、会員含め55名の参加がありました。

- 講演：「情報通信 (ICT) 行政の動向 ～沖縄を中心に～」  
総務省沖縄総合通信事務所 次長 翁長 久
- 講演：「次世代通信の今後を読む ～無線通信に関する研究、開発、標準化経験からみた今後のトレンド～」  
京都大学大学院情報学研究科 教授 原田 博司

## ○ 非常災害・障害発生時の緊急連絡体制

台風の発生する時期になりました。

会員各位に於かれましては、非常災害・障害発生時の通信の円滑な実施体制に向け、点検及び体制の確保をお願いします。なお、当センター「おきなわTOWER」の非常災害・障害発生時の緊急連絡体制は次のとおりです。



# おきなわ TOWER

## おきなわTOWER 利用料金及びサービスエリア

**入会金及び会費**

◎入会金:10万円

◎会費:下記1~4により算出した合計金額(月額)

- アンテナ設置プラットフォームの高さによる金額  
35,000円(0プラットフォーム)~55,000円(Aプラットフォーム)
- 移動局数による加算額  
①50局まで 15,000円  
②51局から300局まで 150円(1台毎)
- 共益管理費(1+2)の7%
- 電気料(共有部分)  
1チャンネルあたり 1,900円

※例1:アンテナDプラットフォーム 移動局数:30局  
月額:55,000円(回線料金約15万円別)  
月額:70,000円(1局当たり月2,333円)

※例2:アンテナCプラットフォーム 移動局数:30局  
月額:66,000円(回線料金約15万円別)  
月額:81,000円(1局当たり月2,700円)

※例3:アンテナBプラットフォーム 移動局数:30局  
月額:71,000円(回線料金約15万円別)  
月額:86,000円(1局当たり月2,866円)

◎設備:送信空中線・受信空中線  
非常用発電機(100KVA)

GL:148m

**SCPCデジタル無線400MHz帯エリア図**

契約年月	平成21年8月
デジタル車載用無線機	CF-3257 F=467.4375MHz SW
基地局送信空中線(海抜高 181.5m)	HG-4001 5.15dB
基地局受信空中線(海抜高 195.9m)	SV-16-400F
移動局空中線(地上高 2m)	ネイフアンテナ 4.15dB

■ 緑色 概ね良好な通話ができる  
■ 黄色 場所を選べば通話ができる  
■ 赤色 ほとんど通話ができない

## SERVICE AREA

### 編集後記

九州、熊本地方の大地震から2カ月が経過した。

いまだに大きな余震が続き、避難所や車での生活が続いている方もいらっしゃる。今後の復興も気になるところであるが、余震が続くなかでの生活環境のストレスは計り知れないものだと思う。今回の地震でも被災地の状況把握が被災者からのメールやSNSが有効に活用されたと聞く、その一方で、情報の信頼性と救援活動にどう活用するかが今後の課題である。ともあれ情報通信の果たす役割りが益々、重要になっている。

沖縄もこれから台風シーズンとなる。減災対策と緊急時の体制の確認は日頃から行っておきたい。